

第294回長崎県南部海区漁業調整委員会議事録

1. 開催年月日 令和5年3月10日(金) 10:00~15:00
2. 通知年月日 令和5年2月24日(金)
3. 公示年月日 令和5年2月24日(金)
4. 開催場所 長崎市尾上3番1号  
県庁会議室3階 307会議室
5. 出席者  
(委員)吉谷会長、吉本委員、本西委員、野田委員、  
岡部委員、菊地委員、松尾委員、小林委員、中澤委員、  
浅川委員、岡村委員、松下委員、山外委員、五島委員  
(事務局)古原局長、中ノ瀬次長、市山課長補佐、山下係長、吉川書記  
(長崎県)漁業振興課  
資源管理班 宮原課長補佐、石田主任技師  
漁業調整班 笹山課長補佐、新川主任技師、  
鈴木主任技師、藤田主任主事
6. 議題  
第1号議案 長崎県南部海区漁場計画(案)について(諮問)  
第2号議案 漁業法第73条第2項第2号に基づく免許の審査基準(案)  
について(協議)  
第3号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)  
第4号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問)  
第5号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定  
について(諮問)  
第6号議案 長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に  
定める「くろまぐろ」の変更について(協議)  
その他(1) 令和4管理年度におけるまさば及びごまさばの知事管理漁獲  
可能量の変更について  
(2) 令和4年長崎県南部海区漁業調整委員会指示第1号に係る  
なまこ漁業の届出結果報告について

7. 議事

事務局	定刻となりましたので、ただ今より第294回長崎県南部海区漁業調整委員会を開催いたします。 まず、初めに吉谷会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	(会長挨拶)

それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について事務局より報告願います。

事務局

本日は、村田委員が欠席されています。

定員15名中、14名の委員の出席となっております。

出席者が過半数を超えておりますので、漁業法第145条第1項の規定によりこの委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

また、本日は議案説明のため、漁業振興課漁業調整班、笹山課長補佐、新川主任技師、鈴木主任技師が出席しております。また、午後から藤田主任主事、資源管理班、石田主任技師が出席する予定することを報告します。

会長

これより議事に入ります。

本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、私の方から指名します。

本日の議事録署名人は、「野田委員」と「松下委員」にお願いいたします。

今回の議題は、お手元の資料のとおり、

- 第1号議案 長崎県南部海区漁場計画(案)について(諮問)
  - 第2号議案 漁業法第73条第2項第2号に基づく免許の審査基準(案)について(協議)
  - 第3号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)
  - 第4号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問)
  - 第5号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)
  - 第6号議案 長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐる」の変更について(協議)
  - その他
    - (1)令和4管理年度におけるまさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の変更について
    - (2)令和4年長崎県南部海区漁業調整委員会指示第1号に係るなまこ漁業の届出結果報告について
- となっております。

会長

本日の予定ですが、このあと第1号議案の審議の途中、昼食休息の時間をはさみながら13時10分から13時40分まで公聴会を開催し、17時30分を目処に委員会は終了する予定です。

本日は、10年ぶりの漁業権一斉切替の審議のほかにも議案が盛りだくさんですので、委員皆様の円滑な議事進行にご協力賜りますようお願いいたします。

それでは、

第1号議案「長崎県南部海区漁場計画(案)について(諮問)」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案について、お手元資料の8ページをご覧ください。県から諮問文が参っておりますので、朗読させていただきます。

(諮問文朗読)

また、お手元の資料 13 ページから関連する資料を添付しておりますので、県担当者(漁業調整班)から説明いたします。

漁業振興課

それでは、長崎県南部海区漁場計画案の概要について説明いたします。

本案は、令和5年9月1日予定の共同漁業権、区画漁業権の一斉切り替えに向けて、これまで要望調査、現地調査、パブリックコメントによる利害関係者からの意見聴取、関係機関との協議を実施し、県が漁業調整上、公益上、支障がないと判断して作成しました。

委員会資料11ページに長崎県南部海区漁場計画案を示し、公示され、第1 長崎県南部海区漁場計画の内容のうち、漁業権に関する事項はA3 判別表で用意しており、後ほど説明します。

第2 海区漁業調整委員会の意見の概要は、本日の審議結果を公示、第3 免許予定日は令和5年9月1日、申請期間は本計画を公示する日から令和5年7月14日(金)までと予定しています。

(以下、資料により説明)

- ・ 現在のところ、漁場計画は3月31日付けで公示する予定で、令和5年9月漁業権一斉切替にかかる漁場計画(件数推移)を説明。
- ・ 令和2年改訂された漁業法の下で行われる初の切り替えとなるため、制度概要を説明。
- ・ 別表により漁場計画の内容(漁場計画番号、漁場の位置、漁業の種類及び名称、漁業の時期、存続期間、個別漁業権又は団体漁業権の別、関係地区、条件、新規又は継続の別、備考)を説明。
- ・ 資料は、見やすさを考慮し関係漁協毎に漁場計画は並べ替え、団体漁業権を先に、個別漁業権を下に配置。その上で、継続、新規でまとめて配置。

本日は時間も限られておりますので、継続の漁場計画については関係漁協毎に漁場計画番号を読み上げて説明は一部省略させていただき、新規の漁場計画については、漁場計画番号、漁場の位置、漁業種類、関係地区等を読み上げ、それ以外は資料記載のとおりということで説明させていただきたいと考えております。

以上のような方法で議案説明を行いたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

会長

ただ今、事務局から議案の説明方法について提案がありましたが、ご異議はございませんか。

全委員

(異議なし)

会 長

ご異議もないようですので、事務局の提案のとおり議案の説明を行います。それでは説明をお願いします。

漁業振興課

それでは、長崎県南部海区漁場計画案のうち、共同漁業の漁場計画案についてご説明させていただきます。

資料1ページから5ページまで諫早湾漁協の関係する共同漁業権となっております。

漁場計画番号として、南共計第1号から5号、こちらは継続して団体漁業権として漁場計画を作成しております。漁業の種類、関係地区等は資料記載のとおりでございます。

資料6ページから8ページが有明漁協に関係する共同漁業権、南共計第6号から8号、こちらも継続して団体漁業権として漁場計画を作成しております、

資料9ページから 10 ページが島原漁協に関係する南共計第9号から 10 号、こちらも継続して団体漁業権として漁場計画を作成しています。

資料 11 ページ、深江町漁協の関係する南共計第 11 号、こちらも継続して団体漁業権として漁場計画を作成しています。

資料 12ページ、布津町漁協の関係する南共計第 12号、こちらも継続して団体漁業権として漁場計画を作成しています。

資料 13、14 ページが有家町漁協に関係する南共計第 13 号、14 号、こちらも継続して団体漁業権として漁場計画を作成しています。

資料 15 ページが西有家町漁協の関係する南共計第 15 号、こちらも継続して団体漁業権として漁場計画を作成しています。

資料 16 ページが共有の部分となります。西有家町漁協と島原半島南部漁協の関係する南共計第 16 号、こちらも継続して漁場計画を作成しています。

資料 17ページから 19 ページが、島原半島南部漁協の関係する南共計第 17 号、18 号、19 号、こちらも継続して漁場計画を作成しています。

資料 20 ページから 25 ページが、橘湾東部漁協の関係する南共計第 20 から 25 号、こちらも継続して団体漁業権として漁場計画を作成しています。

資料 26 ページが橘湾東部漁協と橘湾中央漁協の関係する南共計第 26 号、こちらも継続して団体漁業権として漁場計画を作成しています。

資料 27 ページから 29 ページが、橘湾中央漁協の関係する南共計第 27 から 29 号、こちらも継続して団体漁業権として漁場計画を作成しています。

資料 30 ページから 32 ページが、長崎市たちばな漁協の関係する南共計第 30 から 32 号、こちらも継続して漁場計画を作成しています。

資料 33 ページが長崎市茂木漁協の関係する南共計第 33 号、こちらも継続して漁場計画を作成しています。

資料 34 ページから 39 ページが、野母崎三和漁協の関係する南共計第 34 号から 37 号、39 号、78 号、こちらも継続して団体漁業権として漁場計画を作成しています。

資料 40 ページから 42 ページが、西彼南部漁協の関係する南共計第 38 号、41 号、42 号、こちらも継続して漁場計画を作成しています。

資料 43 ページから 47 ページが、長崎市みなと漁協の関係する南共計第 40 号、43 号、44 号、47 号、48 号、こちらも継続して団体漁業権として漁場計画を作成しています。

資料 48 ページが長崎市福田漁協の関係する南共計第 45 号、こちらも継続して漁場計画を作成しています。

資料 49 ページが長崎市新三重漁協の関係する南共計第 46 号、こちらも継続して漁場計画を作成しています。

資料 50 ページから 53 ページが、大瀬戸町漁協の関係する南共計第 49 号から 52 号、こちらも継続して団体漁業権として漁場計画を作成しています。

資料 54 ページから 60 ページが、西海大崎漁協の関係する南共計第 53 号から 61 号、こちらも継続して団体漁業権として漁場計画を作成しています。

資料 63 ページが瀬川漁協の関係する南共計第 62 号、こちらも継続して漁場計画を作成しています。

資料 64 ページが西彼町漁協の関係する南共計第 63 号、こちらも継続して漁場計画を作成しています。

資料 65 ページから 68 ページが、大村湾漁協の関係する南共計第 64 号、65 号、70 号、71 号、こちらも継続して団体漁業権として漁場計画を作成しています。

資料 69 ページが大村湾東部漁協の関係する南共計第 66 号、こちらも継続して漁場計画を作成しています。

資料 70 ページから 72 ページが、大村市漁協の関係する南共計第 67 号から 69 号、こちらも継続して団体漁業権として漁場計画を作成しています。

資料 73 ページから 74 ページが、佐世保市南部漁協の関係する南共計第 72 号、74 号、こちらも継続して団体漁業権として漁場計画を作成しています。

資料 75 ページが、針尾漁協の関係する南共計第 73 号、こちらも継続して団体漁業権として漁場計画を作成しています。

資料 76 ページから 78 ページが、佐世保市漁協の関係する南共計第 75 号から 77 号、こちらも継続して団体漁業権として漁場計画を作成しています。

最後になりますが、資料 79 ページが、諫早湾漁協、島原漁協、有明漁協、布津町漁協、深江町漁協の関係する南共計第 79 号、こちらも継続して団体漁業権として漁場計画を作成しています。

以上が、共同漁業権の漁場計画の説明となります。

続きまして、区画漁業権の説明となります。区画漁業権も件数がありますので、漁協毎に説明いたします。

区画番号毎に連絡図をつけておりますが、区画漁業の漁場計画については、右に連絡図番号を示しています。

なお、新規の区画漁業については、一部内容を読み上げますが連絡図に色付けをしておりますので、ご覧ください。

資料 80 ページから 93 ページとなりますが、諫早湾漁協が関係する南区計第 500 号から 507 号、第 1 種藻類養殖業、2000 号から 2007 号、2009 号、2010 号、第 1 種介類垂下式養殖業、2401 号から 2404 号、2406 号から 2408 号、2410 号から 2412 号、第 3 種貝類養殖業、これについては継続して団体漁業権として漁場計画を作成しています。

資料 94 ページから 96 ページとなりますが、同漁協が関係する個別漁業権となりますが、南区計第 2008 号、2011 号、第 1 種介類垂下式養殖業、2400 号、2405 号、2409 号、第 3 種貝類養殖業、継続して個別漁業権漁場計画を作成しています。

97 ページから 101 ページが有明漁協を関係漁協とする新規の区画漁業 9 件となっています。

漁場計画としましては、800 号から 802 号の第 1 種藻類養殖業の新規の団体漁業権、2500 号から 2502 号、第 1 種介類垂下式養殖業の新規の団体漁業権、2900 号から 2902 号、新規の団体漁業権として第 3 種貝類養殖業の漁業権を予定しています。

(追加資料配布)

ここで、有明漁協を団体漁業権とする区画漁業権について説明します。本日 13 時 10 分より、公聴会を予定しておりますが、漁業調整委員会が海区漁場計画案に対して、意見を述べようとするときには利害関係者の意見を聴かなければならないとされていることから、公聴会は利害関係者の意見聴取の場として開催されるものです。

午後の公聴会では、有明地先の区画漁業についてすでに参加の申し込みを受けておりますので、予め委員の皆様はこの漁場計画の内容を説明しておきます。

まず、経緯を説明しますと、10 年前の平成 25 年の漁業権切替時、そのころには有明地先には 3 件の藻類養殖の区画漁業権が有明漁協による管理漁業権として免許されておりました。それが、前回切り替え時、平成 30 年の切替時に有明漁協の総会が流会となってしまったことに伴い、漁協としての免許申請が出来なかったということがございました。

それによって、藻類養殖業者から直接免許申請を受け付けまして、現在、経営者に直接免許をしている状況になっております。

今回、令和 5 年の切替を迎えるにあたって漁場計画の作成のための現地調査、関係者へのヒアリングと各種調整を図ってきました。現在、有明地先には多比良、湯江、大三東、この地先に 3 件の藻類の区画漁業権があります。このうち、多比良、湯江の地先の区画については権利者の方が自ら今回の切替から有明漁協の団体漁業権に戻りたいということをご希望されております。このことについて、特段の支障は起きていま

せん。

一方、大三東地先の藻類養殖、現在、南区第 510 号の漁業権を免許しているのですが、現在の5名の権利者がおり、5名共有として免許していますが、このうち1名の方が逝去されましたので、現在、4名の共有免許となっています。この南区第 510 号については、権利者間で意見が分かれており、1 名の方は継続して個人で個別漁業権として取得したい。その他の方はみんな他地区と同様に有明漁協の団体漁業権に戻りたい、という状況で意見が分かれている状況です。

県としては、これら権利者の意向を把握しつつ、漁業法第 63 条に基づいて漁場計画作成の手続きをとってまいりました。冒頭説明しました様に、まず漁場調査ということで、漁場の活用状況を調査いたしました。先程、お配りした資料(縦)のチェックシートで、これは国から提示された63 条のチェックのためのシートになっており、510 号の漁場の活用状況が適切かつ有効かどうかを判断したところ、結果を申しますと活用状況が適切かつ有効ではないと判断されました。具体的に説明をしますと、チェックシートの2. 適切な判断基準、(4) 漁場紛争がおきてない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる、の項目が満たされませんでした。具体的には権利者間で協定書を締結しており、毎年漁場はくじ引きで行うとか漁場利用は全員の合意によるものだとか、協定を結んでやっているのですが、1 名の方が他者の合意なく勝手に一部の漁場を利用しているということが発覚しました。これによって、権利者間で漁場紛争が発生していて解決に至ってない現状です。なおかつ、勝手に漁場を使っている1 名の方というのが、意向としましては引き続き個別漁業権として取得したいと言っている人物となります。

その他、チェックシートの3 有効の判断基準の中で(3) 漁場のすべてを利用している項目も満たさず、一部しか活用されていない状況でございました。

このチェックシートは国からの通達では1つでも満たされなければ、適切かつ有効と判断できないとなり、県では満たされなかった2つの項目について当事者に複数回の指導を行ってまいりましたけれども、是正がなされなかったことから現在の漁業権は適切かつ有効に活用されていないと判断しました。このことによって、510 号の要件は現在個別の漁業権となっていますが、これを継続して漁場設定することはできないという状況になっています。

一方、有明漁協からは新規の団体漁業権としてこの区画漁業権の漁場設定をして欲しい要望を別途受けておりました。内容としましては、25 年当時と同じ、多比良、湯江、大三東地先に新規の団体漁業権として藻類の漁業権の設定をして欲しいと、それと新たに第1種介類垂下式養殖によるカキ養殖、第3種貝類養殖によるアサリ養殖を団体漁業権として設定して、地先の多くの組合員に行使させて地域水産業の発展に寄与したいと漁協からの要望がありました。

ここで、巻末連絡図の4番、黄色、青色の線が入った資料をご覧ください

い。

青線で囲んだ部分が藻類養殖の漁業権、沖側のオレンジ色の区域が第1種介類垂下式でカキ養殖、沿岸側のうすい黄色の区域が第3種貝類、アサリ地まき式、これらが多比良、湯江、大三東、それぞれ、一部重複する形で3件ずつ合計9件、新規の団体漁業権としての漁業権の設定が要望されています。こちらの9件が有明漁協を関係漁協とする新規の団体漁業権9件となります。

ここで、別紙漁場計画の98ページをご覧ください。上の方が、南区計第802号で大三東の藻類の漁場の漁場計画となります。ここが、現在の510号の漁業権がある場所になりますが、今回は新規の団体漁業権として南区計第802号の漁場計画をたてています。現在の権利者のうちの1名がこの団体漁業権となることに反発をしている状況ですけれども、県としてはこの漁場が団体漁業権と設定されたあともその1名の方がノリ養殖を継続して営んでいくことができるように、この802号の条件としまして、「1. 組合員行使権の資格を有する者による行使を不当に拒んではならない。」、これを団体漁業権の条件に定めております。このこと自体は有明漁協の役員に対して重ねて指導してきておりまして、理事会としましても、現在反発している1名の方を不当に拒むことはないということを確認しております。

また、漁場のすべてが利用されていないことについては、今回の漁場計画では現在実際にノリ養殖で使われている区域のみに限って漁場計画を定めておりますので、解決が図られるものと考えているところです。

今回の様に新規の団体漁業権を作成するにあたっては、備考欄に国からのガイドラインによって団体漁業権として理由を整理するよう指導があつておりますことから、今回、9件の漁場計画については備考欄にそれぞれ団体漁業権として理由を整理しております。

書いている内容はほぼ共通しておりまして、「多数の組合員に個別に免許をすると漁場細分化や漁場利用の固定化が引き起こされ、漁業生産力の発展に支障を及ぼすことと、他の区画漁業権と重複して設定するため、利用者間を調整し水面の立体的利用を図る必要があること」これらの理由により、新規ですが団体漁業権として漁場計画を9件たてております。

また、この漁場計画の案については、昨年10月にパブリックコメントにより利害関係者からの意見聴取を実施しました。追加でお配りした資料の中にパブリックコメントの結果公表資料がございます。

パブリックコメント、1カ月実施したところ、長崎県南部海区漁場計画案について7件の意見提出がありました。7件のうち、4件が賛成意見、3件が反対意見となりました。意見のあつた内容と県からの回答として準備していますが、賛成意見が番号1から4番、反対意見が5から7番となっています。本日午後の公聴会でこのような意見がされるのかなと考えており、参考までお配りさせていただきました。

以上が有明地先の区画漁業の内容となります。

それでは、通常の説明に戻ります。



※ 以下、漁場計画について新規は計画内容を読み上げ、漁協毎に資料により説明。

以上が、海区漁場計画の漁業権に関する事項の説明でございました。委員会資料15ページをお開き下さい。

(※ 令和5年漁業権一斉切替に係る漁場計画基本方針を説明)

会 長

それでは、再開いたします。第1号議案につきましての件は、公聴会が終わったあとに質疑等をうけたいと思います。

続きまして、第2号議案「漁業法第73条第2項第2号に基づく免許の審査基準(案)について(協議)」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案について、お手元の資料の19ページをご覧ください。

(通知文朗読)

また、お手元の資料21ページから関連する資料を添付しておりますので、県(漁業調整班)から説明いたします。

(資料説明)

会 長

ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います。

全委員

(審議)

五島委員

この審査基準は、委員会の諮問事項になりますか。

漁業振興課

国からガイドラインが県に対して出されておりました、この審査基準をあらかじめ定めておくこと、幅広い意見をとるため漁業調整委員会の意見を聞いたうえで作成することとされており、協議です。

五島委員

漁業法そのものには書いてありますか。

漁業振興課

漁業法そのものには書いていません。

会 長

他にご質問等ございませんか。

全委員

(意見なし)

会 長

他にご意見等もないようですので、第2号議案「漁業法第73条第2項第2号に基づく免許の審査基準(案)について(協議)」については、原案どおり異議はない旨、回答してよろしいでしょうか。

全委員

(異議なし)

会 長           ご異議もないようですので、第2号議案「漁業法第 73 条第2項第2号に基づく免許の審査基準(案)について(協議)」については、原案どおり異議はない旨、回答することに決定しました。

会 長           続きますして、第3号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局           第3号議案について、お手元の資料の 29 ページをご覧ください。  
(諮問文朗読)

また、お手元の資料31ページから関連する資料を添付しておりますので、県(漁業調整班)から説明いたします。

漁業振興課      (本庁専決許可において、次の許可申請を受け付ける漁業にかかる諮問内容を説明。  
○ えび流し網漁業(諫早湾地区)  
○ もじゃこすくい網漁業)

会 長           ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います。

全委員           (審議)

事務局           ご意見等ございませんか。

全委員           (意見なし)

会 長           他にご意見等もないようですので、第3号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」については、諮問原案どおり公示して差し支えない旨、答申してよろしいでしょうか。

全委員           (異議なし)

会 長           ご異議もないようですので、第3号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」については、諮問原案どおり公示することに差し支えない旨、答申することに決定しました。

会 長           続きますして、第4号議案「長崎県資源管理方針の変更について(諮問)」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局           第4号議案について、お手元の資料の 35 ページをご覧ください。  
(諮問文朗読)

また、お手元の資料 37 ページから関連する資料を添付しております

ので、県（資源管理班）から説明いたします。

漁業振興課

- 資源管理方針別紙にかかる新規魚種の追加等について説明。
- 別紙2は国際資源のカツオ、別紙3に本県の重要資源について63魚種を追加。

会 長

ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います。

全委員

（審議）

会 長

ご意見等ございませんか。

松下委員

この魚種の中にウチワエビがありません。何か理由がありますか。

漁業振興課

今回、漁協から要望があったものからデータがあるものを優先して設定しましたが、ウチワエビの要望がありデータが整えば、追加を検討します。

吉本委員

獲らなくて増やすというのではなくて、増やすことを考えなくてよろしいのでしょうか。別紙3をみると、魚種は違うのに全部同じ文言のようであり、同じ手法でよろしいのでしょうか。漁業者だけに負荷をかけるようにしか見えません。乱暴な書き方で無責任なやり方との気がしてなりません。

漁業振興課

県全体の方針であり、統一した表現と受け取られるかもしれませんが、最低限のところを定めるもので、また、吉本委員がおっしゃられたことは、個々の資源管理協定の中で取り組めるような措置となりますので、ご理解願います。

会 長

他にご意見はありますか。

全委員

（意見等なし）

会 長

他にご意見等もないようですので、第4号議案「長崎県資源管理方針の変更について」については、原案どおり変更して差し支えない旨、答申してよろしいでしょうか。

全委員

（異議なし）

会 長

ご異議もないようですので、第4号議案「長崎県資源管理方針の変更について」については、原案どおり変更することに差し支えない旨、答申することに決定しました。

会 長

ここで、一区切りしましたので、昼休みをとりたいと思います。  
なお、開始時間は13時から再開いたします。

(休 会)

事務局

13 時になりましたが、公聴会の準備のため、少々、お待ちください。なお、現在、公聴会に出席して意見を述べたい方が、3名から申し出があつておりますので、予め、報告します。

(公聴会)

※13:10～40

会 長

13時40分となりましたので、公聴会を終了します。

会 長

午前中に引き続き、委員会を再開します。第1号議案について説明は終了しておりますので、このまま審議に入ります。

何か、ご質問、ご意見などございませんか。

五島委員

公聴会に利害関係人が来ましたので、委員会は判断したということを残すのですか。

漁業振興課

県としてどのような指導をしてきたかということと思いますが、令和4年2月に権利者5名を集めまして協議の場を持ちましたが、残念ながら和解にはいたりませんでした。その後も2回ほど全員集まって議論しようとしたが、1名が反対され実現できませんでした。

時間的な問題もあり7月上旬に反対者の自宅を訪れ、5人に対し適切かつ有効とするよう7月末に回答を求めましたが、何ら回答ありませんでした。

その後、県の漁場計画案に対するパブリックコメントが双方からあり、内容には妥当なものは認められませんでした。そのため、団体漁業権として新規に策定しました。

吉本委員

何故、5年前に漁業権を個人に渡したのかということではないでしょうか。

五島委員

昔は、もともと管理者漁業権と経営者漁業権とあり、共同漁業権以外はどちらでも取れましたが、今回は、緑の漁場を個人も取りたい、漁協も取りたいとなったら両方とも申請します。

吉本委員

私のお隣の有明漁協で、そのことは良く知ってます。総会を開けなかった、事務所が閉鎖されていた。

五島委員

だから、個人が申請してそうなった。

吉本委員

漁協の総会では、特別決議事項として承認をいただかないといけな

い。総会が開かれなかったということは、決議をされてない。個人に落としてしまったというところがあるのかもしれませんが、そこで道を外したのではないのかなという気がします。法には抵触しないが、個人に渡したのは失態だったなと気がしてならなかったです。

五島委員 今回の場合も個別漁業権と設定して、個人さんの免許申請と漁協の自営による申請は可能で、昔と同じ争い方は可能です。ただ、経営者免許で出してきた漁協の免許申請と、いままでやってきたノリ業者の免許申請でどっちが上かという判断をする話と思います。

漁業振興課 新しい漁業法では、漁場計画の段階で団体漁業権を決めることとなります。ですので、団体漁業権として策定したものに個人が申請してきても免許することはできません。

五島委員 ですから、個人漁業権として作っておき、漁協は自営することで申請すると競願になります。

吉本委員 一方では紛争が起きているといい、一方では迫害が起きているといいます。個人のものになっていきますと主張が変わってくるので、公益的な漁協がとるのが一つの筋なのではないでしょうか。

五島委員 委員会は、漁場計画は団体が妥当か判断するのでなく、適切、有効に活用されているかとの国の判断ですが、重複免許を考えると最も利益を上げる漁場計画のやり方から海面の有効活用につながりますので、それをやるためには県の方で漁業調整をやって、組合が一番妥当という筋書きかなと思います。

会 長 五島委員の最初の質問に対して、事務局から説明して下さい。

漁業振興課 委員会として判断していただいて、答申をいただきたい。

五島委員 漁場計画の公示に委員会の意見をどのようにのせますか。

漁業振興課 個別具体的に乗せるか判断が必要です。問題となっている漁場が委員会として、県が総合的にしたものに対して妥当性を判断されるのか、総意としてまとめていただきたい。

野田委員 当時は、組合の上層部の権力争いで、本当にやりたい漁業者が巻き込まれた。結果、個人でも免許がとれた。

岡部委員 懸念する部分は、団体漁業権に個人を尊重しなさいという条件を付ける提案でありましたが、パブコメでは意見が全く分かれており、余りにも近すぎるため組合に調整できるかどうか、うまくいってないところを地元の漁協への投げかけは厳しいと感じました。

漁業振興課	<p>漁業法に基づいて適切かつ有効のチェックをしまして、適切有効でない判断をして現在の漁業権は立てられなく新たに立てる計画のもとで団体漁業権に戻した方が、当該地区の漁業生産力を発展させられる判断をしております。</p> <p>団体漁業権として設定した以上は、法73条で申請があったとしても団体漁業権しか免許できないので、重い判断となります。</p>
岡部委員	<p>公聴会で2番目に来られた方が団体と個人の共有ということは考えてないのでしょうか。</p>
漁業振興課	<p>それは考えておりません。</p>
岡部委員	<p>同地区の住民、同業者がこじれた時には地元調整は難しいので、県指導をお願いしたい。</p>
漁業振興課	<p>五島委員のおっしゃられた漁協自営については、漁協に力量はあるとは思えませんので、当初どおりの漁業権であっても、Sさんの営む権利自体は奪えないと思います、しっかりと漁業をさせるということは指導していますし、漁業を営むうえでも妨害など、そういったものは絶対にならないように目を光らせて指導していきたいと思います。</p>
五島委員	<p>県が団体漁業権と判断すれば、逆に条件は禍根を残すのではないのでしょうか。この条件を入れているがために行使規則ですら効果がなくなってこの制限条件を主張すると考えられ、紛争はいつまでたっても片がつかない。あえて、条件を付けている理由はありますか。</p>
漁業振興課	<p>この問題はかねてから慎重に対応しており、顧問弁護士に相談し、県が条件を付すアドバイスを受け、それに従い付しました。</p> <p>県の意味として、漁業協同組合に示しておいた方が良いとのことです。</p>
五島委員	<p>行使規則ではあたりまえの話で、県はそれに耐えきれますか。</p>
漁業振興課	<p>共販から排除されたとか違う主張されておまして、今回はあくまでも行使に限っての話です。あえて、弁護士さんの話を踏まえ、先々のことも想定しつつ対応した証として、当たり前のことですが、ここに入れた方がいいのではという判断です。行使自体は拒まれることはありませんが、違う部分で歴史的なところもあり難しくなります。</p>
五島委員	<p>行使権を制限条件に入れるのはあまりよろしくないと思います。漁業者の経済活動を拒んではならない、の方がまだましです。</p>
岡部委員	<p>藻類以外にカキの有効活用とノリ養殖専用の意見がありますが、その辺はどうでしょうか。</p>

吉本委員	<p>島原ではノリ養殖の隣にワカメがあつて、陸側にはアサリがあり共存しています。冬場から春にかけて時期的にはみんな重なります。ノリ養殖業者は1名ですが、ワカメもやっています。</p> <p>共販に排除されたのではなく、最初から声をかけてもあの方は来なかったのですが、自分は外されたのだと主張されています。</p> <p>一つ危惧するのは、漁協が特別決議で総会に上げられなかったらどうなるのでしょうか。総会は漁協の問題であり、県はそのプロセスのところをサポートすべきと考えます。</p>
漁業振興課	海面は吉本委員がおっしゃったとおり、立体的に活用できると思います。漁協が総会をちゃんと開けるのか心配もあり、指導しております。
吉本委員	県や団体に頼らず、自らで総会を開催するよう指導して下さい。
五島委員	総会が開催できなかった場合はどうするのですか。
漁業振興課	公示期間の変更の手続きで対応したいと思います。ノリは9月からで、5年前も同じ対応をしました。
会 長	他にご意見はありませんか。
全委員	(意見なし)
会 長	<p>他にご意見もないようですので、漁場計画案につきまして答申のとりまとめを行います。</p> <p>なお、答申のとりまとめ方法ですが、共同漁業については一括して採決し、区画漁業については、全体の件数が多いので関係漁協ごとに分けて、採決することとしてよろしいでしょうか。</p>
全委員	(異議なし)
会 長	ご異議もないようですので、提案のとおりで答申のとりまとめをしていきたいと思ひます。
会 長	まず、共同漁業について、南共計第1号から79号まで、以上79件の漁場計画については、諮問原案どおり計画して差し支えない旨答申することにご異議ございませんか。
全委員	(異議なし)
会 長	ご異議もないようですので、共同漁業79件の漁場計画については、諮問原案どおり計画して差し支えない旨、答申することに決定します。
会 長	続きまして、区画漁業について、答申をとりまとめます。

まず、諫早湾漁協関係の区画漁業の漁場計画については、諮問原案どおり計画して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

全委員 (異議なし)

会長 ご異議もないようですので、諫早湾漁協関係の区画漁業の漁場計画については、諮問原案どおり計画して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

会長 続きまして、有明町漁協関係の区画漁業の漁場計画については、諮問原案どおり計画して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

特に有明漁協はいろいろな意見がありましたので、慎重に願います。

漁業振興課 委員会の総意としてご確認していただきたい。答申できないのであれば何らかの条件を付けることとなります。

会長 条件なしで、この答申でよいかということですか。

漁業振興課 条件があれば、答申に意見を付してということになります。

会長 何か、意見を付することはありますか。

五島委員 団体漁業権で免許することは組合が管理漁業権で免許を取ることですので、従来の経営者免許の人たちがちゃんと今まで通りに行使者として漁業権の行使ができるように組合はしっかりと対応するべき意見を入れてはどうですか。

会長 当たり前のことで、そのままよいですか。

全委員 (異議なし)

会長 ご異議もないようですので、有明漁協関係の区画漁業の漁場計画については、諮問原案どおり計画して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

会長 続きまして、島原漁協関係の区画漁業の漁場計画については、諮問原案どおり計画して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

全委員 (異議なし)

会長 ご異議もないようですので、島原漁協関係の区画漁業の漁場計画については、諮問原案どおり計画して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。



定します。

続きまして、深江漁協関係の区画漁業の漁場計画については、諮問原案どおり計画して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

全委員 (異議なし)

会長 ご異議もないようですので、深江町漁協関係の区画漁業の漁場計画については、諮問原案どおり計画して差し支えない旨、答申することに決定しました。

続きまして、布津町漁協関係の区画漁業の漁場計画については、諮問原案どおり計画して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

全委員 (異議なし)

会長 ご異議もないようですので、布津町漁協関係の区画漁業の漁場計画については、諮問原案どおり計画して差し支えない旨、答申することに決定しました。

会長 ここで、有明漁協を除いて基本的に従来通りの答申しておりますので、各漁協の分を一括読み上げた中でまとめてよろしいでしょうか。

全委員 (異議なし)

会長 それでは、有家町漁協、西有家町漁協、島原半島南部漁協、橘湾東部漁協、橘湾中央漁協、長崎市たちばな漁協、野母崎三和漁協、長崎市みなと漁協、長崎市新三重漁協、長崎市福田漁協、大瀬戸町漁協、西海大崎漁協、瀬川漁協、西彼町漁協、大村湾漁協、大村湾東部漁協、大村市漁協、針尾漁協、佐世保市漁協関係の区画漁業の漁場計画については、諮問原案どおり計画して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

全委員 (異議なし)

会長 ご異議もないようですので、さきほどの区画漁業の漁場計画については、諮問原案どおり計画して差し支えない旨、答申することに決定しました。

会長 続きまして、第5号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」を上程します。  
事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案について、お手元の資料の107ページをご覧ください。  
(諮問文朗読)

また、お手元の資料109ページから関連する資料を添付しておりますので、県から説明いたします。

漁業振興課

〔 ○ 令和5年漁期(4~3月)のくろまぐろ、するめいかの当初配分量  
について説明 〕

会長

ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います。

岡部委員

スルメイカの件で、知事管理の分で現行水準としているが、昨年からマイワシの増枠にならなかった、今後も現行水準対象魚種がかなりの部分あると思うので、やはり、スルメイカの場合は現行水準1,800トン、北海道でも5,600トンに比べて1,800トンです。7、6月のサバで山口県が13万トンの総枠に対し1,100トンの数量配分を受けました。79,000トンの中の現行水準1,800トンは数量配分を求めるだけの数量は80%までのを除外しても可能である、という解釈ができます。

ただ、あえてその中で、国は数量が多いのでポンと北海道に数量を渡して、あとは現行水準でいきますと提案をしてきたと思うのですが、1万トンからの留保が数量配分されたところでいかないというルールがあります。

ですので、長崎の場合、何故か定置があります。ここ近年、定置が不漁に苦しんでいる訳ですが、定置という漁法が受動の漁法で、入ってくるときに除外することができないという漁法。大臣許可のイカ釣りは別にありますが、長崎県は定置漁業が主たる可能性がありますので、いつでも上に振れる可能性があり、TACで問題が起きるのは資源が上にぶれたときに問題がおきるので、そういったことを考えた場合に数量制限なのか現行水準がいいのか、その部分をどう考え、検討して今回変更し現行水準にいきましたというところまで説明していかないと、ただ北海道以外は全県現行水準です、との報告だけでは中身が全く見えない。

県として、担当課としてどのような判断をしたかが全く見えない。ここは説明の時からしていただきたい。数量配分なのか、現行水準なのか、より慎重に検討していただきたい。これからいろんな魚種についてくると思うので、是非そこはお願いしたい。

漁業振興課

スルメイカについては、県漁連等にご意見を聞いて定めています。ご指摘のとおり、マイワシの現行水準管理はどうかという議論があった中で、メリット、デメリットがこうですと関係者に広く聞いたということは、スルメイカではありませんので、今後、いただいたご意見を踏まえて、どうやっていくのか。今は、スルメイカは獲れていないから皆さんからあまり意見は無いと思うのですが、今後、上向いたときに足りないよという議論も出てくるかと思いますので、それも踏まえて検討して

いきたいと考えております。

岡部委員

いかに TAC 制度のもとで漁業を営むかが今後課題となってくるので、これを通じてしっかり発信をしていかないといけないと思います。この現行水準問題だけでなく、他の問題、今までの魚種で、特定魚種で発生している問題点等もしっかり発信しながら浸透して周知を図って下さい。

会 長

他にご意見等ございませんか。

全委員

(意見等なし)

会 長

他にご意見等もないようですので、第5号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」については、原案どおり設定して差し支えない旨、答申してよろしいでしょうか。

全委員

(異議なし)

会 長

ご異議もないようですので、第5号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」については、原案どおり設定することに差し支えない旨、答申することに決定しました。

会 長

続きまして、第6号議案「長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」の変更について(協議)」を上程します。  
事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案について、お手元の資料の125ページをご覧ください。  
(通知文朗読)  
また、お手元の資料127ページから関連する資料を添付しておりますので、県(資源管理班)から説明いたします。

漁業振興課

・令和5年度管理年度のクロマグロの本県漁獲可能量の当初配分について説明。  
・別紙内容について、配分方法やオリンピック方式などの実施などについて説明。

会 長

ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います。

全委員

(審議)

吉本委員

海区会長会で承認をいただいたということで、全体枠は決まっており、県内枠はこのように分けることは受けざるをえない。  
今後、県配分というより国別配分で、日本近海、長崎近海におられる話があった。日本は足りないから輸入しているが、日本でとれば輸入

が減らされるのではないかと。国別配分量は、果たして正当なのでしょう  
か。県内配分量は、決まっておりにやむを得ない。

漁業振興課

過日開催されました7海区会長会に出席しました。今後のことにつ  
いては、各海区で持ち帰り検討いただき調整して対応を考えていく結論だ  
ったと思っております。吉本委員からご発言がありましたような様々なご  
意見があったことは承知しております。

私どもとしては、2024年が評価の年になりますので、そこに向かって  
県としても大型魚の15%が実現しましたけれども、また、小型も含めて  
増枠が実現するよう県としても積極的に国に働きかけたいと思っており、  
業界としても組合長会の動きがあるのかなと思っております。

吉本委員

私は有明海ですので、マグロを上げたところを見たことがありません。  
大変なことが起きていることがあることを勉強させていただいた。輸入ま  
でして60数%を日本が消費しており、中国などから輸入に頼らなくてい  
いのではないかと思いますので、今後、県枠だけではなく大きな話をし  
ないといけない時がくるのではと思います。

会 長

他にご意見等ございませんか。

全委員

(意見等なし)

会 長

他にご意見等もないようですので、第6号議案「長崎県資源管理方針  
別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」の変更につ  
いて(協議)」については、原案どおり変更して差し支えない旨、回答  
してよろしいでしょうか。

全委員

(異議なし)

会 長

ご異議もないようですので、第6号議案「長崎県資源管理方針別紙  
1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」の変更につ  
いて(協議)」については、原案どおり変更することに差し支えない旨、回  
答することに決定しました。

会 長

続きまして、その他の件で「令和4管理年度におけるまさば及びごまさ  
ばの知事管理漁獲可能量の変更について」ご報告願います。

漁業振興課

( ・サバ類の令和4管理年度の知事管理可能量の追加配分について )  
説明。

会 長

これに対して、何かご意見はありますか。

全委員

(意見なし)

会 長

他に、委員から何かありませんか。

全委員	(なし)
会 長	続きますして、その他の件で「令和4年長崎県南部海区漁業調整委員会指示第1号に係るなまこ漁業の届出結果報告について」ご報告願います。
漁業振興課	(資料説明)
会 長	これに対して、何かご意見はありますか。
全委員	(意見なし)
会 長	何もないようですので、委員、事務局からその他ではありませんか。
会 長	これをもちまして、第294回長崎県南部海区漁業調整委員会を閉会いたします。
	< 閉 会 >